突然の「差押」預金がゼロ

にっぽんの負担

税の現場から

〈49万7496円　差押（残高）0〉

横浜市で金属加工業を営む40代の男性は昨年11月、銀行で記帳した通帳を見て驚いた。取引先からの売掛金の入金を確認しようとした時のことだ。

国民健康保険料約50万円を滞納していたが、差し押さえの予告はなかった。

区役所を訪ねて「半分だけでも返してくれないと生活できない」と頼むと、「取引先の保証があれば検討する」と言われた。だが、滞納を知られれば取引を切られてしまう。

「首をくくることになる」と訴えたが、「自己責任でしょう」と取り合ってもらえなかったという。親戚や付き合いの長い会社から借金し、何とか営業を続けている。

取引先に調査　契約打ち切り

別の横浜市の男性は数年前から事業が振るわず、市税（個人住民税）や国民健康保険料を滞納していた。

男性は何とかお金を工面して納めると訴えたが、市の担当者は取引先が男性に支払う予定の売掛金を差し押さえようとした。

担当者が売掛金の「調査」として取引先に連絡したため、大半の取引先が男性の滞納を知ることになった。「信用」で取引をしている中小業者にとって、売掛金の差し押さえは致命的だ。実際、男性は取引先から契約を次々と打ち切られた。「今思い出しても恐怖を覚える」。親戚や付き合いの長い会社から借金し、何とか営業を続けている。

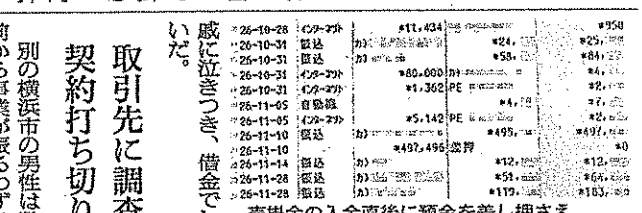

売掛金の入金直後に預金を差し押さえられた通帳（一部修整しています）

市税の徴収　「均衡が第一」

横浜市は2013年度、税金の滞納に対して約3万7千件の差し押さえを実施した。人口あたりの差し押さえ件数では、20の政令指定市の中で2番目に多い。ピークの1998年度末に494億円あった滞納残高は、2014年度末は81億円まで減った。課税額に対する徴収できた額の割合を示す「徴収率」は14年度が98・7％で政令指定市中2番目に高い。差し押さえの効き目のようにも見える。

横浜市の徴収対策課と保険年金課は「きちんと納めている市民との均衡が第一」とし、売掛金調査についても「取引停止の端緒になるのは好ましくないが、やめるわけにはいかない」と説明する。法律上は、滞納者に督促状を出して10日経っても納付がなければ差し押さえるのが原則だと主張している。

一方で、滞納に至った市民の生活再建に向け、今年4月に始まった「生活困窮者自立支援制度」を案内するよう、担当者に指示しているという。

7月、税の滞納処理を担当する職員の表彰式が市役所本庁であった。市内18区役所の担当のうち14年度の徴収額などの成績上位者ら約20人が副市長から表彰され、記念写真に納まった。

表彰が始まった時に横浜市長だった中田宏氏（日本の構造研究所代表）は朝日新聞の取材に、当時をこう振り返った。「滞納が多いのに続いた。トラブルを恐れて差し押さえに積極的ではなかったので、納税できるのに、その意思のない人には積極的に（差し押さえに）踏み込むように指示した。一方で、納められない人の執行停止（請求をやめること）も増えた」（高谷秀男）

野洲市の市民生活相談課

「滞納はSOS」救済の手

「ようこそ滞納いただきました」。よくこう話す首長がいる。琵琶湖の南に位置する滋賀県野洲市（人口約5万人）の山仲善彰市長だ。

「税金を払いたくても払えない人こそ、行政が手を差しのべるべき人。滞納は貴重なSOSだ」。市長は真意をこう説明する。

滞納者は市税（個人住民税）や固定資産税だけでなく、国民健康保険税や介護保険料なども納めていないことが多い。野洲市では、滞納者とやり取りするそれぞれの課が、その市民の生活が行き詰まっていると感じたら、市民生活相談課に案内するようにしている。

市役所の正面入り口近くにある市民生活相談課では、9人の職員がさまざまな境遇の市民に対応する。

5年前、この課にやってきた元タクシー運転手の男性（72）は「もう死にたい」と何度も繰り返した。「死んでる場合じゃない。やれることはあります」と職員が個室に招き入れ、詳しく話を聞いた。

公営住宅に一人暮らしだった男性は、知人の保証人となって200万円を超す借金を抱えた。自身の年金を担保に融資を受けて全額を返したものの、月額16万円近くあった年金の半額は、融資の返済が終わるまで天引きされた。約70万円の別の借金もあり、生活が行き詰まった。介護保険料や水道代、月約2万円の家賃も払えなくなり、公営住宅から退去を迫られていた。

「どこから手を付けたらいいか、わからなかった」と男性は当時を振り返る。

相談を受けた職員は、年金が全額もらえるまで、すべての滞納分を徴収しないことを市の各課に提案した。男性には生活費を管理するサービスを受けるよう社会福祉協議会の支援員から助言し、貸金業者と交渉する司法書士も紹介した。

司法書士が調べると消費者金融に約400万円の過払い金があるとわかった。相談から約1年後、過払い金を滞納分の支払いにあて、男性は借金を完済できた。その後、納税も再開できた。

野洲市の市税の徴収率は滋賀県内の自治体では高い方だが、納税推進課の長尾健治課長は「徴収率ありきで困っている人の生活を壊してまで取り立てたりはしない」と話す。

市民生活相談課の生水裕美課長補佐も「困窮者をどう助けるかという発想が必要だ。徴税部門と福祉部門が早くから連携できれば、一時的には滞納が増えても、生活保護費が抑えられるなど行政全体のコストが減らせるはずだ」という。（佐藤秀男）

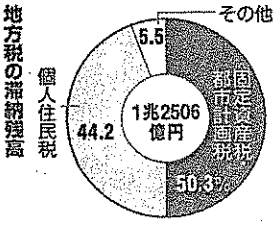

〈市町村税〉

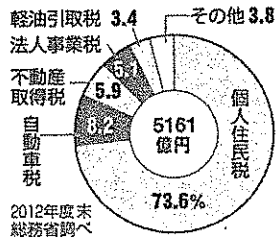

2012年度末 総務省調べ

〈都道府県税〉

■政令指定市・東京23区 税滞納への差し押さえ

	差し押さえ件数	人口千人あたり
札幌	13,292	6.9
仙台	5,555	5.3
さいたま	6,002	4.8
千葉	5,848	6.1
横浜	37,178	10.0
川崎	4,077	2.8
相模原	1,524	2.1
新潟	3,074	3.8
静岡	1,982	2.8
浜松	5,514	6.8
名古屋	14,935	6.6
京都	9,271	6.5
大阪	17,998	6.8
堺	4,281	5.0
神戸	8,194	5.3
岡山	11,056	15.7
広島	3,812	3.2
北九州	8,842	9.0
福岡	14,230	9.7
熊本	2,726	3.7
20市平均	—	6.6
東京23区	43,153	4.8

朝日新聞社が各自治体から聞き取り。川崎は14年度、その他は13年度。東京23区は固定資産税・法人住民税などの分を除く

■市町村税の徴収率

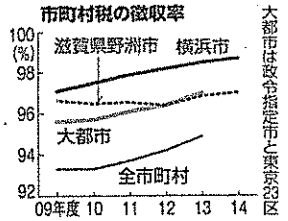

大都市は政令指定市と東京23区

解説　自治体の姿勢に差

地方税をどう徴収し、滞納をどう扱うか。自治体の「徴税姿勢」はずいぶんと違う。政令指定市の人口あたりの差し押さえ件数を比べてみても、最多の岡山市と最少の相模原市では7倍以上の開きがある＝表。

では取り立てを厳しくすれば全てうまく運ぶのか。14年度の徴収率が99・1％、政令指定市で3年連続トップになった名古屋市は、人口あたり差し押さえ件数が横浜市の3分の2にとどまる。大企業の本社が多い名古屋市は企業から効率的に徴税できる利点があるとはいえ、横浜市も含めて多くの自治体が年1回まとめて送る税の納付書を、年4回の期限ごとに送っているという。

野洲市の13年度の徴収率は96・9％で、全市町村平均の94・9％を上回っている。

12年度末の地方税の滞納残高は約1・7兆円。リーマン・ショック後、徴収率は全国的に改善しており、そのペースは横浜市と他の大都市、全市町村とであまり変わらない＝グラフ。

短期的な徴収実績を重視するか、長い目でみた住民や企業の「税を担う力」を重視するかでも徴収の姿勢は変わってくる。首都大学東京の岡部卓教授は「過酷な税の徴収は滞納者の事業や生活、健康に大きなダメージを与え、逆に、より多くの税を使う結果になるだろう。トータルコストは大きくなる」と指摘する。（高谷秀男、佐藤秀男）

「にっぽんの負担」は原則として月曜日朝刊に掲載します。ご意見はメール（keizai@asahi.com）にお寄せください。

8/31 朝日